

第7号議案

中間市情報公開条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市情報公開条例の一部を改正する条例

中間市情報公開条例（平成12年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 情報の公開（第5条—第13条）  
第3章 救済手続（第14条—第23条） を  
第4章 補則（第24条—第29条）

」

「

第2章 情報の公開（第5条—第15条）  
第3章 救済手続（第16条—第25条） に  
第4章 補則（第26条—第31条）

」

改める。

第2条第1項中「、公平委員会」を削り、「、消防長及び」を「及び消防長、中間市等公平委員会並びに」に改める。

第10条第1項中「起算して14日」を「30日」に改め、同条第4項前段中「当該決定を」の次に「30日以内に限り」を加える。

第29条を第31条とし、第24条から第28条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章中第23条を第25条とし、第20条から第22条までを2条ずつ繰り下げる。

第19条中「第17条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とし、第14条から第17条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章中第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第2項中「14日」を「2週間」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（公開の請求に対する決定の期限の特例）

第11条 公開の請求に係る情報が著しく大量であるため、第9条の規定による請求書の提出があった日から60日以内にその全てについて前条第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項又は同条第4項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に同条第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの情報について前条第1項の決定をする期限

（事案の移送）

第12条 実施機関は、公開の請求に係る情報が当該実施機関以外の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において第10条第1項の決定をすることにつき正当

な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、第10条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、当該実施機関は、情報の公開をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該情報の公開に必要な協力をしなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行日前に情報の公開が請求された場合における改正前の中間市情報公開条例第10条及び第11条第2項に規定する期間については、なお従前の例による。

中間市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第2章 情報の公開（第5条—第15条）</u></p> <p><u>第3章 救済手続（第16条—第25条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第26条—第31条）</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、<u>中間市等公平委員会並びに議会をいう。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第10条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から<u>30日以内</u>に当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。ただし、請求書の形式上の不備について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該決定を<u>30日以内</u>に<u>限り</u>延期することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、当該延期の理由及び当該決定をすることがで</p>	<p>目次</p> <p><u>第2章 情報の公開（第5条—第13条）</u></p> <p><u>第3章 救済手続（第14条—第23条）</u></p> <p><u>第4章 補則（第24条—第29条）</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、<u>公平委員会</u>、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、<u>消防長及び議会をいう。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>（請求に対する決定等）</p> <p>第10条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から<u>起算して14日以内</u>に当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。ただし、請求書の形式上の不備について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該決定を延期することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、当該延期の理由及び当該決定をすることができる期日を通知</p>

きる期日を通知しなければならない。

(公開の請求に対する決定の期限の特例)

第11条 公開の請求に係る情報が著しく大量であるため、第9条の規定による請求書の提出があった日から60日以内にその全てについて前条第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項又は同条第4項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に同条第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について前条第1項の決定をする期限

(事案の移送)

第12条 実施機関は、公開の請求に係る情報が当該実施機関以外の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において第10条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、第10条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受け

なければならない。

た実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、当該実施機関は、情報の公開をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該情報の公開に必要な協力をしなければならない。

(第三者の情報)

第13条 (略)

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、その第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施及び方法)

第14条 (略)

2 (略)

(費用負担)

第15条 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条 (略)

(第三者の情報)

第11条 (略)

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、その第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施及び方法)

第12条 (略)

2 (略)

(費用負担)

第13条 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第14条 (略)

(審査請求があった場合の措置)

第17条 (略)

2 (略)

(情報公開・個人情報保護審査会)

第18条 (略)

2～6 (略)

(審査会の調査権限)

第19条 (略)

2～4 (略)

(意見の陳述)

第20条 (略)

2 (略)

(委員による調査手続)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に 第19条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第22条 (略)

(審査請求があった場合の措置)

第15条 (略)

2 (略)

(情報公開・個人情報保護審査会)

第16条 (略)

2～6 (略)

(審査会の調査権限)

第17条 (略)

2～4 (略)

(意見の陳述)

第18条 (略)

2 (略)

(委員による調査手続)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に 第17条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(意見書等の提出)

第20条 (略)

(提出資料等の閲覧等)

第23条 (略)

2～4 (略)

(調査及び審査手続の非公開)

第24条 (略)

(答申書の送付等)

第25条 (略)

(検索資料の作成等)

第26条 (略)

(実施状況の公表)

第27条 (略)

(他の制度等との調整)

第28条 (略)

2 (略)

(情報公開の総合的推進)

第29条 (略)

(出資法人等の情報公開)

第30条 (略)

2～4 (略)

(提出資料等の閲覧等)

第21条 (略)

2～4 (略)

(調査及び審査手続の非公開)

第22条 (略)

(答申書の送付等)

第23条 (略)

(検索資料の作成等)

第24条 (略)

(実施状況の公表)

第25条 (略)

(他の制度等との調整)

第26条 (略)

2 (略)

(情報公開の総合的推進)

第27条 (略)

(出資法人等の情報公開)

第28条 (略)

2～4 (略)

(委任)  
第31条 (略)

(委任)  
第29条 (略)